
はじめに

福島県では、高齢者、障がい者を含むすべての人が個人として尊重されるとともに、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが重要であることにかんがみ、誰もがいきいきと暮らすことのできる障壁のない社会の構築を目指し、平成7年3月に人にやさしいまちづくり条例を制定しました。

条例制定以来、その普及啓発に努めるとともに、指定施設の整備に係る届出制度の運用や、バリアフリーのまちづくり活動事業などにより、高齢者、障がい者等に配慮した快適な生活環境の整備を着実に推進してまいりました。

しかしながら、条例制定後、相当の年数を経過し、障がい者等の社会参加の増大や「やさしいまちづくり」に対する県民意識の高まりなど、社会情勢等が変化してきていることから、これらに的確に対応するため、今般、さらに多くの方がより快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れながら、条例を改正いたしました。

この施設整備マニュアルは、事業者及び設計者、行政関係者をはじめ広く県民の手引書として作成したものです。

この施設整備マニュアルが、事業者及び設計者をはじめ、県民の皆様にも有効に活用いただくとともに、すべての人が個人として尊重され、安全かつ快適に生活することができる社会へ向けて、皆様の御協力よろしくお願いいたします。